

日中二国間社会保障協定交渉の 実質的終了に伴い、二国間の投資及び 人材交流の活発化に期待(仮訳)

February 2018

In brief

日本は中国との二国間社会保障協定の交渉に入り、現在のところ、双方は実質的に交渉を終了させ、協定文書が基本的に合意されたことが示されています。これは、日中二国間の社会保障協定の調印に向けて決定的な一歩が踏み出されたことを意味します。本ニュースでは日中両国で事業を行う個人及び法人の皆様に向けてご留意いただきたい点をお知らせいたします。

(注) 本文は、PwC 中国が和訳を行い参考資料として発行したニュースを PwC 税理士法人がご案内しています。原文ニュースの中国語版は巻末添付をご参照ください。PwC 中国による和訳には、可能な限り正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、原文である中国語版に依拠してください。

In detail

2011年7月1日より発効・施行された「中華人民共和国社会保険法」(以下「社保法」)は、中国国内で就業する外国人を中国の社会保障体系に組み入れるものです。この法律は、国際的慣例に従い、中国国内で就業する外国人が社会保険に加入し、社会保障待遇を享受する合法的権利を保護するものです。

しかし、中国国内で就労する外国人の中には、国外関連企業から中国国内に派遣され、その雇用関係は依然として派遣国の企業が留保しており、派遣国の関連法律の規定にもとづき、現地の社会保険に継続して加入している者が相当の割合で存在します。中国「社保法」の規定を遵守すると同時に、これらの中国に派遣された従業員及びその雇用主は、派遣国と中国にて同時に社会保険に加入することでもたらされる関連費用の負担の増加に直面することになります。近年、中国は二国間社会保障協定の締結において早急かつ積極的な進展を見せており、既に締結した社会保障協定は2011年の2件から10件(2018年1月現在)に増え、協定締約国双方の国にまたがる個人の社会保険二重加入の影響が有効に軽減されていることが伺えます。

中国の重要な経済・貿易面のパートナー国として、日本も中国との二国間社会保障協定の交渉に入り、中国人力資源・社会保障部の最新の情報によると、現在のところ、双方は実質的に交渉を終了させ、協定文書が基本的に合意されたことが示されています。これは、日中二国間の社会保障協定の調印に向けて決定的な一歩が踏み出されたことを意味します。

当該協定の正式調印に期待すると同時に、日中両国で事業を行う個人及び法人の皆様におかれては、以下の事項にご注意いただくようお願い申し上げます。

- ・ 日中社会保障協定の法律の適用範囲、即ち、両国の社会保障体系にて適用される保険又は保障の種類に注意すること。社会保障協定は、通常、全ての社会保障項目に適用されないという点に注意すること。
- ・ 日中社会保障協定が適用される人員の範囲に注意すること。例えば、協定が適用される当該国の「国民」と、「法律で管轄される人員」は厳格に区別されていること。
- ・ 日中社会保障協定の異なる人員を対象とする特別規定に注意すること。従業員を中国に派遣する大多数の企業については、特に協定で規定する、当該人員の雇用状況や派遣期間等に関する規則に注意すること。
- ・ 社会保障協定の調印は、関連人員が自動的に協定の待遇を直接に享受できることを意味するものではないため、依然として協定で規定する証明文書、提出要件等の規定に注意すること。
- ・ 社会保障協定の調印後、各地の所轄機関が公布する規定を随時確認すること。

私たちは本件について引き続き政策動向を注視し、重要な進展があった場合、随時、最新情報をお伝えする予定です。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: pwjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

グローバルモビリティサービス

パートナー

大石 克洋

03-5251-2565

katsuyo.oishi@jp.pwc.com

パートナー

川上 一郎

03-3539-6369

ichiro.kawakami@pwc.com

ディレクター

北牧 はるみ

070-1558-6708

harumi.k.kitamaki@jp.pwc.com

ディレクター

稲葉 優子

080-4677-0457

yuko.inaba@jp.pwc.com

ディレクター

富永 紀之

080-4105-4138

noriyuki.tominaga@jp.pwc.com

ディレクター

大蔵 美代

080-4917-1609

miyo.okura@jp.pwc.com

PwC 中国

日本企業部

統括代表パートナー

高橋 忠利

86-21-2323-3804

toshi.t.takahashi@cn.pwc.com

【上海事務所】

アソシエイトディレクター

山崎 学

86-21-2323-1353

manabu.m.yamazaki@cn.pwc.com

【広州事務所】

シニアマネージャー

北川 徹

86-20-3819-2654

toru.t.kitagawa@cn.pwc.com

【北京事務所】

シニアアソシエイト

加藤 雄次郎

86-10-6533-3472

yujiro.kato@cn.pwc.com

マネージャー

Juewen Liu (日本語可)

86-21-2323-1393

juewen.liu@cn.pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 620 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 236,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2018 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。

(原文)

PwC中国发行「PwC Global Mobility Alert - China」

7 February 2018

中日双边社会保障协定谈判实质性结束，助力两国投资和人才流动

于2011年7月1日开始生效执行的《中华人民共和国社会保险法》（以下简称“《社保法》”）将在中国境内就业的外国人纳入中国的社会保障体系中。这一法律要求遵循了国际惯例，维护了在中国境内就业的外国人参加社会保险和享受社保待遇的合法权益。

但是在中国境内工作的外国人中，有相当比例是由境外关联企业派遣至中国境内工作的，其雇佣关系仍然保留在派出企业并依据派出国的相关法律规定继续参加当地的社会保险。在遵从中国《社保法》要求的同时，这些派遣来华员工及其雇主需要面对在派出国和中国同时参保带来的相关费用负担的增加。近几年来，中国在签订双边社会保障协定方面取得了快速积极的进展，已签订的社保协定从2011年时的2个增加到了10个（截至2018年1月），有效的减小了协定双方国家跨境个人双重参保的影响。

作为中国重要的经贸合作伙伴之一，日本也开启了与中国的双边社保协定谈判，中国人力资源和社会保障部的最新消息显示，截至目前，双方已实质性结束谈判，就协定文本达成基本一致。这意味着中日双边社保协定的签署向前迈出了决定性的一步。

在期待这一协定正式签署实施的同时，我们提醒中日两国跨境个人及相关企业注意以下几个方面：

- 关注中日社保协定的法律适用范围，即两国社保体系中适用的保险或保障种类。需要注意的是，社保协定通常不会适用所有的社保项目。
- 关注中日社保协定的人员适用范围。例如，协定适用于该国“国民”与适用于该国“法律管辖”的人员，两者之间有很大的区别。
- 关注中日社保协定针对不同人员的特别规定。对于大多数有派遣员工的企业来说，尤其要注意协定对这类人员雇佣情况、派遣期限等方面的规定。
- 社保协定的签署并不意味着相关人员可以直接自动享受协定待遇，因此，仍需关注协定关于证明文件、提交要求等方面的规定。
- 社保协定签署后，应及时跟进各地主管机关的书面及程序要求。

我们会继续关注这一领域的重要进展并及时与您分享这方面的最新资讯。

关于本邮件如有疑问，敬请联系：

山崎 学 (manabu.m.yamazaki@cn.pwc.com) 直线：(21) 2323 1353/ 手机：137-6187-2783)
北川 徹 (toru.t.kitagawa@cn.pwc.com) 直线：(20) 3819 2654/ 手机：139-2237-4966)
加藤雄次郎 (yujiro.kato@cn.pwc.com) 直线：(10) 6533 3472/ 手机：132-6120-2443)
刘珏雯 (juewen.liu@cn.pwc.com) 直线：(21) 2323 1393/ 手机：139-1890-5404)

中国内地及香港地区 日本业务市场主管合伙人
高桥 忠利